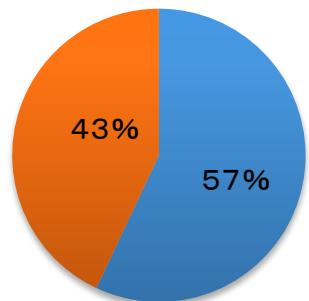




# 持ち帰り仕事0(ゼロ)！！

## 持ち帰り仕事の経験



■ 有 ■ 無

先日のアンケート結果より、看護部でも持ち帰り仕事が少からず行われている実態が明らかになりました。

- 1位 委員会業務
- 2位 議事録作成
- 3位 勉強会資料作成
- 4位 マニュアル作成
- 圏外 自己学習  
提出物作成

## Q自己学習は持ち帰り仕事？

看護職は保助看法により

第28条の2 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

と規定されています。

よって

# 自己学習 ≠ 持ち帰り仕事

患者さんと自分のために、  
資質の向上に努めていきましょう！

院内の情報(患者さんの情報や議事録の内容を含む)を持ち出すことは禁止されています。



勤務時間内に実施できるよう、調整していきましょう！  
(例:事前に管理者に議事録や委員会活動のための時間を申請する)

